令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	10											府 省	1 庁 4	占	豊 林	水産	省	
対象和	兑目	個人	、住民税	法人	住民税	事業	锐 不	動産取行	帚税	固定資	産税	事業所移	∺ そ <i>0</i>	D他()		
要望 項目名		バイオ燃料製造業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長																
要望四(概要		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、バイオ燃料の製造に際し、原料供給者とバイオ燃料製造業者がて作成し主務大臣の認定を受けた「生産製造連携事業計画」に従って、新設されたバイオ燃料製造設に対象設備」木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造・特例措置の内容対象設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を3年間1/2に軽減する措置を2年間延長する。							備。 設備									
関係第	文	地沿	法附 第	[15条	第26	9項												
減 ^川 見込			刀年度] 女正増減	拟額]		(▲ 41)	[平年度	[]		(▲ 59) 単位 :	百万円)	
要望玛	曲	し、		由来の	続的な							<u>産拡大を</u> の多様化						
		地	ば活性化ではない。 にはまればは生産のようには生産がない。 は、まじでは、まじでは、まじでは、または、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	スにもマおみ拡バー、るな寄「スた出大力農農本が出大力農人工	農すイ業に取の料漁漁制は、100円の大きに、100円の大き	と	明待された。 明推成2 日本では、初料である。 日本では、初料である。 日本では、初料である。 日本では、初料である。 日本では、1 日本では 1 日本では 1 日本で 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本	れる。 基年9月 4 4 4 4 4 5 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	画」(¹ 年) 1年	平成 22 (1) を (5) を (5) で (5) で (5) で (5) で (6) で (6) で (7) で	年 12 定成 28 に <u>を軽減</u> を軽減力 と る	その 月 バタ 世帯 にこと り 17 イター 17 日本 1 世紀 15 本で 17 年で 15 本で 18 本で	閣マ6石税進きる者議入日燃制す25、歩手	定には、一定には、一定には、一定を決した。一定は、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、一定のでは、	定進)供ンあ産成めしを給せる製の	た目標 で変スティン。 連りた。 りために	を達成 。また 、より が高い ブ付与 事業計 は、重	す、経バが ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
本要望 対応す 縮減	する																	
											ペーシ	<u> </u>		,	1 0 -			

10 - 2

	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ (政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」(平成28年9月16日閣議決定)において 定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。)								
	政策目標の 達成状況	令和元年8月末時点で、市町村におけるバイオマス活用推進計画は 383 市町村が策定し、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定を推進し、更なるバイオマスの利用拡大を推進していくことが必要。								
有効性	要望の措置の適用見込み	(単位:百万円) 適用予定件数 減税見込額 令和2年 8件 41百万円 令和3年 10件 59百万円								
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	バイオ燃料は、利用時の環境負荷が少なく、新たな雇用創出等の経済的効果の観点から、今後の低炭素成長社会を牽引する核となるものである。 本税制において、農林漁業者からの原料の供給と製造事業者によるバイオ燃料製造の連携した取組が促進され、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保するとともに、活力ある農山漁村の再生の実現に寄与する。								
神 出 世	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	「バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例」【揮発油税、地方揮発油税】 バイオエタノール混合ガソリンに含まれるバイオエタノール分(3%)の揮発油税・地 方揮発油税(53.8円/Q)を軽減。								
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和元年度「メタン発酵消化液等の肥料利用の促進」 167 百万円の内数 (概 要)協議会等の設立・運営等普及体制の構築の取組や、メタン発酵消化液(メタンガス を製造する際に出る副産物)等の肥効分析や散布実証等利用方法の確立の取組、消化液を利用 して生産した農作物のブランド化の検討等地域住民の理解醸成の取組を支援する。								
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	予算措置では、バイオ燃料のうち、メタンガスを製造する際に出る副産物(消化液)の有効活用を支援する。メタンガスは、バイオ燃料法に基づく認定が最も多い燃料。その <u>副産物である消化液は、肥料としての効果が認められるため、税制上の燃料製造支援と併せて予算措置</u> を行い、その有効利用を促進することで、資源の地域循環をより進めることが可能となる。								
	要望の措置の妥当性	バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼動し安定的な収入を得るまでに相当の期間を要する。ため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずる。ことにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。なお、平成20年度に農林漁業バイオ燃料法が制定されて以降、生産製造連携事業計画認定数は25件となり、前年度と比較しても増加傾向にある。また、全てのパリ協定締約国が策定を求められている、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年6月11日閣議決定)では、農山漁村における再エネの創出及び活用のほか、バイオ燃料法に基づく計画の認定事例が最も多い家畜排せつ物のエネルギー利用の推進にも言及されており、今一度注目されている分野である。そのほか、令和元年5月に「バイオマス技術の現状とロードマップについて」(バイオマス活用推進会議決定)の2回目の見直しを行ったところであり、新規に加わった技術や進歩があった技術が多数あることを確認している。これらの動きを踏まえ、引き続き、バイオ燃料製造業者が新規参入する際の初期投資の負担を軽減する本制度の延長を求める。								
	ページ	10-3								

税負担軽減措置等の 適用実績	適用件数 減 税 額 平成 27 年 3 件 5 百万円 平成 28 年 4 件 21 百万円 平成 29 年 5 件 29 百万円 平成 30 年 6 件 28 百万円 令和元年 5 件 16 百万円
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	課税標準(固定資産の価格) 適用総額 2,070,992 千円(平成29 年度)
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	バイオ燃料製造業者に対する固定資産税軽減措置により初期投資負担が軽減されることから、新規参入が促され、各地域におけるバイオマス活用推進計画の策定・実施に寄与した。
前回要望時の 達成目標	2025 年(令和 7 年)までに 600 市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	令和元年8月末における市町村バイオマス活用推進計画等の策定状況は383市町村。目標の64%を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。
これまでの要望経緯	平成 20 年度税制改正により創設 平成 22 年度税制改正により適用期限を2年延長 平成 24 年度税制改正により適用期限を2年延長 平成 26 年度税制改正により適用期限を2年延長 平成 28 年度税制改正により適用期限を2年延長 平成 30 年度税制改正により適用期限を2年延長 平成 30 年度税制改正により適用期限を2年延長 (バイオディーゼル燃料製造設備は、適用対象を中小事業者等に限定。)
ページ	10-4